

各社会福祉施設等 施設長・管理者 殿

岡山県保健福祉部長
(公印省略)

社会福祉施設等における引き続きの感染防止策の徹底について (第 23 報)

社会福祉施設等の皆様におかれましては、県の新型コロナウイルス感染症対策への協力及び施設等における適切な感染防止対策を実施いただき、誠にありがとうございます。

令和 3 年 8 月 25 日 (水)、新型インフルエンザ等対策特別措置法 (平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 32 条第 1 項に基づく新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の区域変更を受け、本県に緊急事態措置が適用されることとなりました。

このため、県では、法第 45 条第 1 項等に基づき、8 月 27 日 (金) から 9 月 12 日 (日) までの間、県民及び事業者の皆様に対し、別添のとおり協力を要請しました。

については、職員、利用者及びその家族等に周知いただきますとともに、引き続き徹底した感染防止対策に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

○社会福祉施設・医療施設等への協力要請 (法第 24 条第 9 項に基づくもの)

- ・新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること
- ・職員の日々の健康管理を徹底するとともに、必要な場合には、早期の受診や抗原簡易キットを活用した迅速な検査を実施すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと
- ・面会については、自宅と施設間のオンライン面会等を可能な限り活用するなど、直接面会は、緊急の場合を除き、自粛すること。実施する場合も、時間、人数の制限、回数や感染防止対策を厳重に徹底すること

【添付資料】

別添：岡山県新型コロナウイルス感染症緊急事態措置 (2021. 8. 25)